

市営建設工事に係る現場代理人及び下請負人に関する取扱いについて

(平成 24 年 1 月 20 日 市長決裁)

改正 平成 25 年 10 月 24 日

平成 26 年 7 月 3 日

平成 28 年 5 月 24 日

令和 4 年 12 月 16 日

令和 7 年 2 月 3 日

市営建設工事（上下水道局建設工事を含む。）に係る現場代理人については、盛岡市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第 10 条第 2 項及び工事請負契約書附属条件（以下「附属条件」という。）第 6 条第 1 号の規定に基づき一の工事現場への常駐を義務付けており、下請負人については、附属条件第 3 条の規定に基づき同一入札参加者（以下「相入札者」という。）が下請負人となることを制限しているところですが、東日本大震災に起因する災害復旧工事の増加に伴い、受注者において技術者等が不足し、市の工事発注に支障が生じることが懸念されます。このため、当分の間、約款第 10 条第 3 項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和及び相入札者が下請負人となることの制限の緩和について、次のとおり取り扱うこととします。

記

1 現場代理人に係る常駐義務の緩和について

次に掲げる期間については、契約工期中であっても工事現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事現場において作業等が行われていない期間

2 現場代理人の兼務について

- (1) 次に掲げる要件をすべて満たす工事については、現場代理人の兼務を認めるものとする。

ただし、工事の特殊性などの要因から、現場代理人の常駐が施工管理上必要と発注者が判断した場合はこの限りでない。

ア 現場代理人を兼務する工事の件数は 2 件までとし、施工場所がいずれも盛岡市内であること。

イ 請負金額がいずれも 4,500 万円（建築一式工事の場合は、9,000 万円）未満である工事又は元工事と諸経費調整の対象となる随意契約に係る工事であること。

- (2) (1) のほか建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の規定により密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた 2 件の工事現場代理人を兼務できるものとする。

- (3) 受注者は、現場代理人を兼務させようとする場合は「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする工事の位置図、工程表を添付し、発注者（監督員）に提出するものとする。この場合において、受注者は、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、施工計画書の他の項目についても他の工事と現場代理人を兼務することを考慮した内容としなければならない。

3 現場代理人の常駐義務を緩和する場合の措置

上記 1 及び 2 により、現場代理人の常駐義務を緩和する場合は、受注者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 発注者との連絡に支障を生じさせないように連絡手段を確保すること。
- (2) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないようにすること。

4 相入札者の下請負に係る制限の緩和について

附属条件第 3 条の規定にかかわらず、工事に係る入札が電子入札案件である場合は、相入札者が下請負人となることを認めるものとする。ただし、工事の特殊性などの要因から、相入札者が下請負人となることが適切でないと発注者が判断した場合はこの限りでない。

附 則（平成 24 年 1 月 20 日決裁）

この取扱いは、平成 24 年 1 月 20 日から実施する。

附 則（平成 25 年 10 月 24 日決裁）

この取扱いは、平成 25 年 10 月 24 日（以下「適用日」という。）以後に発注する工事から実施する。ただし、適用日前に契約又は入札等を終えた工事のうち、発注者がこの取扱いを適用することに支障がないと認めた工事についても適用することができる。

附 則（平成 26 年 7 月 3 日決裁）

この取扱いは、平成 26 年 7 月 14 日（以下「適用日」という。）以後に発注する工事から実施する。ただし、適用日前に契約又は入札等を終えた工事のうち、発注者がこの取扱いを適用することに支障がないと認めた工事についても適用することができる。

附 則（平成 28 年 5 月 24 日決裁）

この取扱いは、平成 28 年 6 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、適用日前に公告等、契約又は入札等を終えた工事のうち、発注者がこの取扱いを適用することに支障がないと認めた工事についても適用することができる。

附 則（令和 4 年 12 月 16 日決裁）

この取扱いは、令和 5 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、適用日前に公告等、契約又は入札等を終えた工事のうち、発注者がこの取扱いを適用することに支障がないと認めた工事についても適用することができる。

附 則（令和 7 年 2 月 3 日決裁）

この取扱いは、令和7年2月3日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、適用日前に公告等、契約又は入札等を終えた工事のうち、発注者がこの取扱いを適用することに支障がないと認めた工事についても適用することができる。